



しあわせづくり映画会  
「カラフル」



心が温かくなるような、そして日常生活が元気になるような作品を用意しています。みなさんお誘い合わせのうえ、ぜひおこしてください。

日時 3月9日(木)  
13:00~14:00

場所 人権センター大内交流館  
(横内732番地 Tel.25-4349)

日時 3月14日(火)  
10:00~11:00

場所 人権センター引田交流館  
(吉田495番地3 Tel.33-7088)

【問合せ先】大内交流館 Tel.25-4349

参加体験型人権学習会

参加体験型人権学習会(手話体験講座)を下記のとおり開催します。簡単な自己紹介やあいさつを学びましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

日時 3月24日(金) 14:00~16:00

場所 市交流プラザ 第1・2市民会議室  
(湊1806番地2 Tel: 26-1224)

講座内容 手話体験講座

定員 30人(先着順)

問合せ 総務部人権推進課 TEL 26-1227  
までお申込みください。

●性の多様性について

LGBTなどの性的少数者(セクシャルマイノリティ)は、不安や戸惑いを誰にも相談できずに悩みを抱えこんだり、誤解や偏見、不当な差別を受けている場合があります。人と人との違いや多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができると幸せな社会をつくりましょう。

LGBTとは

L: レズビアン(女性の同性愛者)

G: ゲイ(男性の同性愛者)

B: バイセクシュアル(両性愛者)

T: トランスジェンダー(身体の性と心の性が一致しない性別違和や性同一性障害)

それぞれの頭文字を並べた言葉です。



東かがわ文化財めぐり

第62回

小学校の卒業式が年2回!?

3

月は卒業式シーズンです。過去をみると、明治時代の初めごろの7年間ほどですが、当時の小学校では6月と3月の年2回、卒業証書が渡されてきました。

明治5年(1872)8月に学校教育制度の基礎となった法令「学制」が制定され、江戸時代の「よみ・かき・そろばん」の寺子屋教育から近代の学校教育に変わりました。その後、同19年に尋常小学校・高等小学校が設置されるなど、時代にあわせて度々教育制度が変わり、昭和22年(1947)の教育基本法により、現在の教育制度が確立されました。

前述の「学制」が制定されたころの、小学校は6歳で入学し、上等(4年)・下等(4年)の8年制をとっていました。進級には6月と3月に試験を受けて、試験の合格者のみ進級が認められていました。この合格者に対して手渡される免状が卒業証書でした。このころは全国的に就学率が約4・3パーセントと大変低く、就学児童が少ない上、合格者も限られていることから、卒業証書は「優等生の証

し」だったようです。

この「学制」は近代の教育制度の基礎となりましたが、寺子屋の域を出ず、学校設立による負担増加への反発から、明治12年(1879)9月に「学制」が改められ「教育令」が制定されました。「教育令」の制定により、年1回3月に卒業証書が渡されることとなり、3月の行事として定着しました。

このように過去には卒業式は違った時期に行われていたこともありましたが、これと考えると、今、私たちが当たり前のように思っている行事も何十年と経つと変わっているかもしれません。

明治7年6月の卒業証書▶



▲明治8年3月の卒業証書

【問合せ先】市教委 生涯学習課



(文責) 歴史民俗資料館